

オリックス不動産株式会社
代表取締役 深谷 敏成 様

神戸市長 久 元 喜 造

大規模小売店舗の届出に係る意見について（通知）

令和3年7月20日付で大規模小売店舗立地法（平成10年度法律第91号）第5条第1項による新設の届出のあった下記の大規模小売店舗については、同法第8条第4項の規定により、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び神戸市大規模小売店舗立地法運用要綱第17条を勘案したところ、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので通知します。

ただし、以下の事項について要請します。

- ・来退店車両の出入口周辺の安全対策について、繁忙期など交通渋滞が発生した場合に特に注意するなど、交通処理をはじめとして周辺の環境について十分に配慮するよう努めること。また、開店後に問題が発生した場合は、交通整理員の配置など速やかに必要な対策を講じること。

なお、同法第8条第5項の規定により、この通知の日をもって、同法第5条第4項の規定は適用されないこととなります。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クロスモール須磨

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部 外

2. 参 考

神戸市大規模小売店舗等立地審議会による本件に係る意見具申（写し）を、別紙のとおり添付します。